

T P P 協定など包括的経済連携等に関する緊急要請について（案）

環太平洋パートナーシップ（T P P）協定について、安倍総理は、2月23日に行われた日米首脳会談において「聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確になった」と表明されましたが、共同声明においては、全ての物品が交渉の対象とされることや、包括的で高い水準の協定を達成していくことも併せて確認されたところです。

こうした中、仮に、我が国がT P P協定に参加し、本道の重要品目の関税が撤廃された場合、農業生産を継続することが困難になるとともに、関連産業さらには地域経済にまで甚大な影響を及ぼし、地域社会が崩壊することが懸念されます。また、日本の食料安全保障を根底から揺るがすことになりかねません。

また、T P P協定に関するこれまでの国からの情報提供や説明は全く不十分であり、我が国の食料自給率の向上や国内農業・農村の振興との両立のための具体的な方策も示されず、十分な国民的議論を行える状況になっていません。

ついでには、本道農業及び関連産業、そして地域経済が将来にわたって発展し、本道が我が国最大の食料供給地域としての役割を着実に果たしていくため、T P P協定交渉について、慎重に対応されるとともに、包括的経済連携の推進等に当たっては、毅然とした姿勢で臨むよう、オール北海道として強く求めます。

記

- 1 国際貿易交渉に当たっては、「多様な農業の共存」を基本理念として、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持し、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興などを損なわないよう対応すること。
- 2 T P P協定を含め包括的経済連携においては、米や小麦、でん粉、砂糖、牛肉、乳製品等の重要品目を関税撤廃の対象から除外すること。
- 3 T P P協定について、国民に対する十分な情報提供を行うとともに、地方の農業者、商工業者、消費者など国民各層の意見をしっかりと聞いた上で、国民的議論を行うこと。
- 4 道民合意がないまま、T P P協定への参加を決して行わないこと。